

資料①

空家等対策協議会について

空家等対策協議会の役割については、空家特措法の第7条や、市条例の第8条で規定されており、大きく分けて2つあります。①「空家等対策計画」の作成及び変更並びに実施に関すること、②「特定空家等」に関することがあります。

① 「安中市空家等対策計画」の作成及び変更並びに実施に関すること

法第6条及び条例第7条に基づく「安中市空家等対策計画」を、平成29年度に策定したもののについて、令和5年度内に有効な空き家の活用の実施等を盛り込んだ計画で改定を予定しております。対策協議会委員の皆様からご意見をいただき、その後ホームページ等でパブリックコメントを実施したうえで、計画を改定したいと考えています。

② 「特定空家等」に関すること

「特定空家等」の最終的な認定は市が行いますが、国が示したガイドラインでは、第3者機関においても当該空き家のチェックを行うよう求められています。「安中市空家等対策協議会」で、そのチェック機能としての役割をお願いしたいと考えています。

また、法や条例に基づき、対策協議会委員の皆様から専門的なご意見をいただきながら取り組みを進めていきたいと考えています。特定空家等の認定後の措置の方法についても、対策協議会のなかで相談・協議させていただきたいと考えています。